

動物愛護センターが行う協力の内容

(1) 地域猫活動に関する説明	町内会長や自治会長に対し、地域猫活動に関する説明を行います。
	説明会等へ出席し、地域猫活動に関する説明の補助を行います。
(2) ルールに基づく活動実施	地域猫活動を円滑に実施するため、実施地区の活動ルールの作成に協力します。
	地域猫活動実施地区の現地調査を行い、地域猫の特定及びエサやりやトイレの管理に関して必要な指導・助言を行います。
(3) 不妊去勢手術の実施	不妊去勢手術を行うために猫の捕獲方法について、助言を行います。
	地域猫として管理する猫については、動物病院等で無料で不妊去勢手術を行います(年間頭数に制限あり。別途「地域猫活動に係る不妊去勢手術協力申請書」の提出が必要)。
(4) 地域猫活動に関する資料提供	動物愛護センターが作成した地域猫活動に関する資料(地域猫活動を周知するための回覧用チラシ等)を提供します。
(5) その他動物愛護センター所長が必要と認める事項	「広島県動物愛護センター地域猫活動協力実施要領」の別表「地域猫活動協力基準」に基づいた地域猫活動を実施するために、動物愛護センター所長が必要と認める事項について協力します。